

神政連は  
結成五十周年を  
迎えました。



## わたしたちの皇室

—令和の御代も神勅の隨に—

▼「疫病退散」を思う

▼「即位礼正殿の儀」を終えて

—各国の参列者から寄せられた感想—

▼いまこそ「緊急事態条項の新設」

を求める憲法論議を!

▼相次ぐ家族制度を巡る  
訴訟の現況について

神政連レポート

こころ NO.二二一

# 神 道

開

## 「疫病退散」を思う

中国武漢から発したこの数ヶ月のコロナ騒ぎの中に、有つて、全国各地の神社では「疫病退



神道政治連盟副会長  
石川 正人

も増して強く祈願している事と思います。この災厄により犠牲となつた方々の御靈の安寧と災禍の逸早き終息を願うばかりです。この事に関連して、本来四月十九日に行われる予定であった「立皇嗣の礼」が延期されている事は、皇統の護持を中心命題とする私達にとって氣懸りな事となつております。内に国民注視の中で実施せられ、皇統

の安定がはかられます事を期待しています。何と  
しても女系天皇や女性宮家といった我が国の道統  
から言つて道に外れた意見をコロナウイルスと一緒に  
に退散させるべきだと考えるからです。

題でした。憲法改正にも繋がるこの法制は、大震災や大洪水の宿命的に多い我が国にとって、このような疫病騒ぎの渦中にあればこそ皆が真剣に捉えるべき必須の案件と考えますが、戦後の悪しき権利意識を引きずる政治家の理解が得られないで論議は進まず、国民意識と相俟つて先送りとなつています事は、実に残念な事でありました。

一方、常に子供達が家に居る三ヶ月の期間は全体として「ステイホーム」と呼ばれましたが、家のこと家族のこと、地域社会のことを改めて思い合う良い時間となりました。こんな大規模な災禍が訪れた時に力になる存在は何なのかと言う事を実感出来る期間であつたと考えます。家族であればこそ、地域の絆があればこそといった普段中々感じられぬ事を思い遣る機会であつたと思いますし、神社界が思い描く憲法改正の柱の一つである「家族条項」にも繋がる大切な視点であると捉えています。次元は違いますが隣同士が困っている時、互いに気遣

私たち神政連は、設立五十年の節目の中にあって、危機意識を確かに醸成させながら与えられた使命を果たして参る所存です。同志会員の皆様の更なるご協力を願うと共に力強いご活躍をお祈り致します。

うのが近所のお付き合いですが、台湾を除く近隣国は国益からくる野心を隠そうともしません。中國による尖閣諸島侵出の常態化の放置は、相手に既得権益の言い分を与えるだけであり、そんな事は北方四島や竹島で苦い経験をして来ているのに、また繰り返すのかと気になつて仕方がないのです。

更に、米国による世界戦略の後退姿勢は我が國の防衛に根本的な見直しを示唆しています。国防の充実や自衛隊の憲法への明文化といった出来る事を着実に進めてまいりましょう。対策の入り口付近で戸惑っている時間は全く無いといって良いのです。

それにもしても、大きな災禍ではありますがあくまで諸外国被害の事例と比較して我が国のそれは断然に低いものであります。綺麗好きや入浴習慣など色々伝えられていますが、何と言つても神道倫理を根源とした清淨を尊ぶ古くからの国民性こそが最大の要因であると考えます。そして、皇室を戴いていればこそその協調性・公共心が加わって大きな成果を修め、それが世界中に驚きと賞賛をもつて受け止められているのでしょう。全国津々浦々の神々の御神威と全国民の真摯な祈りこそが屹度（きど）絶大な力となっているに違いないと我々は固く信じ、第二波・第三波に向けての対策を講じて更なる祈りを捧げ続けるべきだと考えます。

光格天皇以来およそ二百年ぶりで憲政史上

初めての「譲位」により始まつた令和の御代替り。平成度は天皇御不例・大喪の礼を経て、全国

民の深い悲しみの崩御から一年間の諒闇が明けてようやく御大礼諸儀を迎えた。この度は哀しみを伴う中でのそれとは違い、践祚前に新

元号が事前に公表されたことなどに未だ強い違和感が残るもの、国を挙げての奉祝ムードの中で行われたことは、今となれば歓迎すべき令

和流の新たなものだったと言えるものかも知れません。

また、過激派によるテロやゲリラ事件が多発した平成の御代替りとは違い、この度のように平穏な中で祝意に充ち満ちた中で挙行されようとは努々思いました。

しかし、いかに神話や宗教色を排除しようとも、「天皇」たる御存在は神話にこそ由来します。令和の現代も、皇祖天照大御神から神武天皇を経て万世一系の皇統を嗣<sup>つ</sup>がれる皇御孫としての御存在だからこそ天皇であり、こと大嘗祭においては、形式や宗教性を護り拘るからこそえられました。

『天岩戸開き』にも映り、即位を内外に宣言されるお姿が『天壤無窮の神勅』を授けられる大御神を想起するものでした。

その天皇が交付される憲法、法律、政令及び条例に従つて何人も生活を営んでいる現実は、神代がこの現世にも脈々と生きる、まさに奇跡と言うしかありません。

の祭祀であつて、そこに拘りをなくせば、祭祀も儀式も形骸化し何の意味も持たないことになります。

剣璽等承継の儀から始まる御大礼諸儀を挙げる度に、わたしは時空を超えた神話と神勅の世界に誘われました。

「剣璽等承継の儀」では、天照大御神が皇孫瓊杵尊に「斎庭の稻穂」とともに三種の神器を賜る『宝鏡奉斎の神勅』のことを。

「即位礼正殿の儀」では、直前までの雨が嘘のように晴れ上がり、皇居には低い虹がかかった光景は、天の祝福ともいべき奇跡の演出でした。そして高御座の帳が開かれる瞬間は、さながら

## 御代ごとに変わりゆくかたち

新憲法下で初の御大礼が定まる只中にいた三十年前、即位礼正殿の儀を一つとつても、皇

族殿下や供奉員の服装を洋装にするか伝統装束にするか、正殿前の十八階段や庭上の威儀の旗、そして総理の服装、寿詞の内容、万歳三唱発声の位置など、多くのことが喧々諤々の議論の末に決定していきました。

また、今回は概ね平成度の前例が踏襲されましたが、参列皇族の減少から小忌帳舎をはじめ大嘗宮全体の規模縮小は致し方ないとしても、大嘗宮的主要三殿（廻立殿・悠紀殿・主基殿）の屋根が本来の茅葺きの殿舎は姿を消しました。その意味は大きく、また芝垣の更に外側を開む外周垣が参列者や報道カメラを意識してか極端に低くされたことは大いに疑問と違和感が残り、将来の検討課題とされるべきでしょう。まさか！と思われるでしょうが、菊のカーテンが取り払われつある「開かれた皇室」と称される無惨でおぞましい報道を見るにつけ、百年、二百年先には悠紀殿・主基殿内部にカメラが入るなんてことが杞憂で済めば幸いだ

入れが一旦停止されたことも、参加者の記憶に深く留めおかれる勤労奉仕となつたのではないでしょうか。

勤労奉仕団は、拝謁や叙勲といった国が認める功績者でも立ち入りを許されない皇居の奥深い

域内まで足を踏み入れます。そんな四日間に想い

は千差万別でしようが、その経験と感動はまさに

皇室と国民とを結び繋ぐ紐帶となり、皇室敬慕

の念を醸成し喚起するこれ以上の機会はないと

断じます。皇室に無関心な国民が、とあること

から勤労奉仕に参加する機会を得、御会釈で

陛下のお姿、お言葉を拝した瞬間に説明できな

感動と涙を流したことを複数耳にしますが、それ

こそ日本人としての魂、DNAが為せる業であり、

アイデンティティの確認が出来るのも皇室勤労

奉仕であろうと思います。



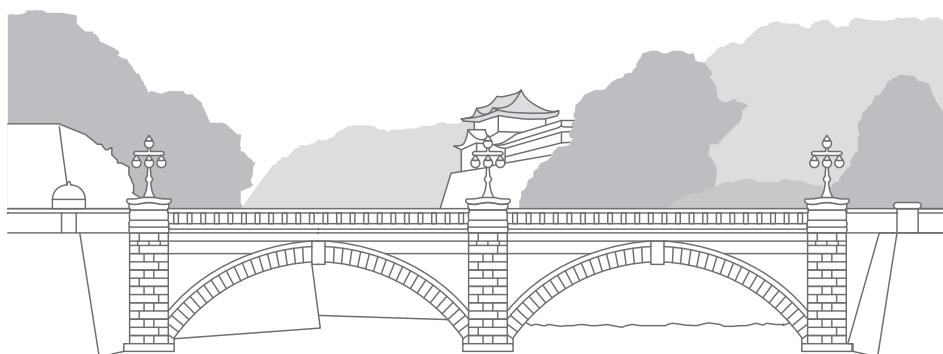
「皇室」は、皇室のための皇室だけでなく、況や

と真剣に思います。  
見えない神秘、窺い知れないところに神聖性が

保たれるわけですから：

## 皇室と国民の紐帯「皇室勤労奉仕」

世界を震撼させる疫病「コロナウイルス」の蔓延が始まり、各地で初感染者が報道され始めた二月下旬、神道政治連盟では例年の時局対策連絡会議に加えて、結成五十年の周年事業として皇室勤労奉仕が開催されました。コロナ禍の深刻な状況はご高承のとおりで、期間中は全団体で消毒とマスク着用が徹底されました。「三密」や「濃厚接触」の危険性が叫ばれるのは少し後だつたと記憶しますが、そんな中にあっても、畏くも天皇陛下にはマスクを御着用にならず、咫尺の間で御会釈を賜る榮に浴し、その感動と想い出は参加者の胸に深く刻まれたことと思います。また、コロナ禍による感染拡大防止のため、奇しくも我々の団体をもつて勤労奉仕団の受け



# 「即位礼正殿の儀」を終えて — 各国の参列者から寄せられた感想 —

本年四月、政府は「即位礼正殿の儀」に参列した各国の元首などから寄せられたご感想を取り纏め公表しました。本稿では、天皇皇后両陛下や皇室に対するご感想とあわせてご紹介します。（敬称略）

## 「即位礼正殿の儀」に参列したご感想

### カンボジア王国 アルンラスマニー王女

式典は行事の細部に至るまで全てが美しく、特別なものであった。最初から最後まで時間が守られて整然と進行したことは、日本らしく素晴らしいかった。

### ブータン王国 ジグミ・ケサル・ナムギャル・ワンチュク国王

日本の皇室は長き歴史と伝統を有されており、今般、即位の礼に参加させていただいたことは光栄である。自分の父は、上皇陛下の即位の礼に参加をさせていたただいたが、今回はこの歴史的機会に自分たちが参加できて心から嬉しく思う。我々は日本が大好きである。

**ツバル サイモン・コフエ法務・通信・外務大臣**  
伝統文化を如何に保存しつつ近代的な文化と融合させていくべきか、という点を感じさせる素晴らしい式典であった。ツバルでも伝統的な儀式、文化がともすれば失われがちであり、本国に戻り何ができるか考える良い契機となつた。

### アメリカ合衆国 イレーン・チャオ運輸長官

即位礼正殿の儀は、とても厳肅な雰囲気の中で執り行われ、多くの賓客が感銘を受けていた。各国からこれだけ多くの賓客が参加したということは、日本が世界から尊敬を集めている証左である。

### ハンガリー アーテル・ヤーノシュ大統領

全ての祝いの儀において、日本が見事に伝統と近代性を統合し、日本の伝統と展望の調和を創り出していることを示していた。

### ルーマニア クラウス・ヨハース大統領

即位の礼は、日本や日本国民にとって重要な儀式である。

## 天皇皇后両陛下や皇室に対するご感想

みならず、国際的にも特別な意義を持ち、統合や結束といった趣旨を発信していたことを感じた。

### カメルーン共和国 ジョゼフ・ディオン・シングテ首相

悠久の歴史を通して培われた日本の魂を感じることができ、大変印象的であった。

以上のことで紹介をしたご感想はごく一部ですが、これらご感想からは、今般の御代替の諸儀式が、我が国のみならず、世界各国の人々の心に残る意義深いものであつたことが拝察されます。

本連盟では、憲政史上初めてとなつたご譲位による皇位継承が立皇嗣の礼を除き無事に終えられたことを心から寿ぎ、皇室の益々の栄光をご祈念申し上げるとともに、国会議員懇談会と連携し、悠久の歴史と伝統に育まれた麗しい国柄と、皇室を戴くことの喜びと誇りを、国内外に一層喚起して参ります。

### フィジー共和国 ジオジ・コンロテ大統領

即位の礼に際し、日本の国民が天皇皇后両陛下に対して深い尊敬の念を示していることに感動した。

### エルサルバドル共和国 フエリックス・ウジョア副大統領

今般の即位の礼に参列し、日本人にとっての皇室の存在の重要性を感じることができた。

### メキシコ合衆国 オルガ・サンチエス・コルデロ内務大臣

正殿の儀における陛下のおことばで、国民に寄り添うお姿勢が強く感じられたことに感銘を受けた。

### ブルガリア共和国 ルメン・ラデフ大統領

饗宴の儀においては、天皇皇后両陛下が直々に各賓客を出迎えられ、また一人一人見送られたことは予想外であり、大変感動した。天皇皇后両陛下御自身に

寄せられたご感想の詳細をご覧になりたい方は、「首相官邸」のホームページ内の「お知らせ」から「皇位継承の式典等」にアクセスをして下さい。新着情報として令和二年四月三日付で掲載されています。

これだけは言いたい！

## いまこそ「緊急事態条項の新設」を求める憲法論議を！

昨年十二月、中国湖北省の武漢市で発生した新型コロナウイルスは、東アジアのみならず、米国や欧州など世界的規模で爆発的感染を引き起こし、世界各国で感染者数、死者数とともに日に日に増加の一途をたどっています。

我が国においても、新型コロナウイルス感染症が蔓延する最中の本年三月十三日、国会で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正案が審議され、衆参両院で可決、翌十四日から施行されました。

また、同感染症の収束の目途が立たない状況

に鑑み、四月七日、政府は改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、東京をはじめ七都府県を対象として「緊急事態宣言」を発出し、四月十六日には緊急事態宣言の範囲を全国に拡大する追加措置を発表しました。その後、五月四日には五月末を目処に緊急事態宣言を延長することが決定されましたが、緊急事態宣言は段階的に解除され、五月二十六日午前零時をもって、全て解除されました。

◆ ◆ ◆

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法は、「新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図

り、もつて新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的」としています（第一条）。

とりわけ、特措法の最大のポイントである「緊急事態宣言」については、「新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき」に政府対策本部長（首相）が発することができる旨、定められています（第三十二条）。

しかし、この特措法で自治体に与えられる権限の大半は、「要請」または「指示」であり、強制力は伴いません。この点、一月二十九日には、武漢市からチャーター機で帰国した邦人二名が係官の検査要請を拒否する事案が発生しました。また、三月二十三日には埼玉アリーナで、知事の開催自

肃要請を無視して、格闘技のイベントが開催され、約六五〇〇人（主催者発表）の観戦者が集まりました。この他、緊急事態宣言後も東京や大阪に相当する場所から外出しないことその他の新型

として、都道府県知事には、「生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型

などでは、知事の休業要請に応じないなどの事例も確認されました。



国や自治体に一定の強制力を伴う権限が与えられない：その背景には、国民の権利として、集会の自由や居住・移転・職業選択（営業）の自由、財産権の保障などを定める日本国憲法の存在があります。実際、共産党や立憲民主党など護憲派を中心に、このような非常時であっても「憲法で守られている権利は侵害してはならない」と主張する人は多くいます。国民の権利を守ることはもちろん大切ですが、今回のような非常時には、現行憲法の存在が、国や自治体の迅速な対応を妨げる「因となることも」概に否定できません。

このような状況下、昨今の世論調査の結果等を見れば、国や自治体に一定の権限を与えるため、憲法に緊急事態条項を設けるか否かについては、

賛否が分かれており、慎重な検討が求められます。平時はともかく、今般のような非常時には、国民の生命と安全を確実に守る上で、一定の強制力を伴う対応が必要になることも当然想定されます。そのような時に、憲法で定める国民の権利に抵触しないようにするためにも、非常時における国及び自治体の対応の根拠となる規定を、同じ憲法上にあらかじめ定めておくことが必要ではないでしょうか。



国会では、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、自民党や日本維新の会所属の議員らを中心に、緊急事態条項の新設を求める声が高まっています。一方、立憲民主党の枝野幸男代表は、人命にかかる問題を憲法改正に悪用するのは許されないと批判を展開しています。しかし、新型コロナウイルスのような人命に関わる重大な事案である

からこそ、その対処のあり方については、法律レベルではなく、憲法レベルで議論することが大切

であり、憲法改正も視野に入れた法整備を検討することは、国民の代表たる国会議員の責務と言えましょう。

られて います。



五月二十八日、今国会で初めて衆院憲法審査会が開催されましたが、日本維新の会を除く野

西修・駒澤大学名誉教授が、各國の憲法で「感染症」がどのように扱われているのか調査した結果によれば、戦争や内乱、大規模な自然災害などとともに、感染症を「国家的緊急事態」の中に含めている憲法を持つ国や、国家または自治体が感染症の防止に努めることを政策に掲げている憲法を持つ国は複数国あることが分かりました。この他にも、感染症を人権の制約要件としている国や、感染症によって選挙が実施されない場合の措置を設けている国があることも確認されています。

当然、感染症に限らず、世界の大多数の国の憲法には、非常時に備えた「緊急事態条項」が設け

本連盟では引き続き、憲法改正運動の推進に資する啓発活動とともに、国会議員懇談会と連携を更に深め、国会での実践活動に努めて参ります。

# 相次ぐ家族制度を巡る訴訟の現況について

近年、夫婦別姓を求める訴訟が再び提起されている中、新たに同性婚を求める訴訟等も相次いで提起されています。



平成三十年一月、選択的夫婦別姓を求める四名の原告らが戸籍法を争点とする訴訟を起こしました。原告らは、日本人同士の離婚や日本人と外国人の婚姻・離婚では戸籍法に基づき同性・別姓が選べる一方、日本人同士の婚姻の場合には、戸籍法にその旨の規定がないのは、法の下の平等を定めた憲法十四条一項に違反する不合理な差別であると主張しました。

これに対し、東京地裁は昨年三月、「戸籍法上の氏の規律は、民法上の氏の規律と密接不可分の関係」と指摘した上で、社会で使用する法律上の

姓が二つに分かれることは、現行法では予定されてしまうから、戸籍法の規定は合憲との判断を下しました。

その後、原告は一審判決を不服として控訴しましたが、本年一月の東京高裁の控訴審判決でも、裁判長は別姓を選択できなかつたことによる不都合があつたとしても、憲法に反する程度までは至つていないと判断し、原告側の控訴を棄却しました。

また、平成三十年五月には、事実婚の夫婦らが、夫婦別姓での婚姻届が受理されず法的に婚姻が認められないのは憲法の定める婚姻の自由などに違反すると主張し、東京や広島の四カ所で訴訟を起こしましたが、昨年九月三十日の東京地裁判決を最初に、何れも原告の請求を退ける判決が下されました。判決では、共通して夫婦同氏制が、直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして

合理性を欠く制度であるとは認められず、夫婦同氏を希望する者と夫婦別氏を希望する者との間で形式的な不平等が存在するわけではないとの判断が示されています。



同性婚をめぐる訴訟については、昨年一月、同性同士のカップルが結婚できないのは憲法が保障する婚姻の自由を侵害し、法の下の平等にも反すると主張して、十三組の同性カップルが札幌、東京、名古屋、大阪の地裁に一斉提訴しました。今後、同様の訴訟が全国各地で提訴されることが危惧され、これら訴訟については現在も係争中です。



このようなか、昨年九月には、女性の同性カップルが、一方の不貞行為により破綻したことを理由とする損害賠償を求めた訴訟の判決が、宇都宮地裁真岡支部で下されました。裁判長は、婚姻について言及し、「価値観や生活形態が多様化し、婚姻を男女間に限る必要性があるとは断じ難い状況」にあると指摘、同性カップルの生活関係から「内縁



## 憲法改正推進 標語コンテスト 結果発表

### 憲法改正推進標語コンテスト 審査結果について

本連盟では、結成50周年を記念して、改憲気運のさらなる醸成に資するべく、

「憲法改正推進標語コンテスト」を企画し、作品を一般公募致しました。

ご応募をいただきました作品は約800件にのぼり、いずれも素晴らしい作品でしたが、審査員による厳正な審査の結果、以下の4作品が、最優秀賞、優秀賞、審査員特別賞に選ばれました。

ご応募をいただきました皆さん、誠にありがとうございました。



「世界情勢まったくなし。  
急ぐべし憲法改正」

(岩手県／70歳／男性)



「改憲は知恵と  
勇気と常識で！」

(東京都／24歳／男性)



「日本を守る人たちを違憲だなんて言わせない」(東京都／32歳／男性)  
「私の憲法 僕らの憲法 みんなの憲法 新憲法」(千葉県／71歳／女性)

神政連のホームページでも憲法改正推進標語コンテスト結果発表をご紹介しております。

### 事務局からの お知らせ

令和2年6月11日に開催致しました常任委員会において、令和2年度の活動方針・事業計画案並びに予算案が可決されました。本連盟は引き続き、皇室の尊厳護持運動や憲法改正運動など、時局を見据えた更なる活動を展開して参ります。

なお同委員会では、中央本部の新たな総務会長として、山口県・黒神直太氏（遠石八幡宮宮司）が選任されました。

